

指定学校変更(学区外通学) 許可基準

| No. | 許可できる事由 | 許可できる学年 | 許可できる期間 | 教育委員会への提出書類 |
|-----|---|--------------------|----------------------------------|--|
| 1 | 市の規則により、学校を選択できる地区に住民票があり、選択校への通学を希望する児童・生徒 例))湯川町に住民票がある方は、「謹教小」と「城西小」のどちらに通学するか選べます。 | 小学校全学年 | 小学校卒業まで | ○指定学校変更(選択)申請書 |
| | | 中学校全学年 | 中学校卒業まで | |
| 2 | 特別支援学級または通級指導教室への入級のため、学区外の学校へ通学が必要な児童・生徒 | 小学校全学年 | 必要な期間まで | ※教育支援委員会による判定の後、入級願いを提出した方が対象です。 ○指定学校変更申請書 |
| | | 中学校全学年 | | |
| 3 | 共働き又は父子・母子家庭のため、子どもの預け先や勤務場所のある地区の学校へ通学を希望する児童・生徒 | 小学校全学年 | 小学校卒業まで | ○指定学校変更申請書 ○保護者の在職証明書 ○預け先の世話証明書 |
| | | 中学校全学年 | 中学校卒業まで | |
| 4 | 現在の学校と異なる学区へ転居したが、引き続き、前の学校へ通学を希望する児童・生徒 | 小学校全学年 | 小学校卒業まで | ○指定学校変更申請書 |
| | | 中学校全学年 | 中学校卒業まで | |
| 5 | 住宅の新築又は借家等の関係で転居を予定しているが、前もって転居予定先の学校へ入学を希望する児童・生徒のみ | 新年度に入学する予定の児童・生徒のみ | 転居の日まで ただし、入学から半年間(9/30まで)が限度 | ○指定学校変更申請書 ○工事に関する契約書(写)又は借家証明書のいずれか |
| 6 | 現在住んでいる住宅の増改築工事のため一時的に転居をするが、完成後再び住むことを予定しているため、同じ学校に通学を希望する児童・生徒 | 小学校全学年 | 再入居の日まで | ○指定学校変更申請書 ○工事契約書(写)又は施工業者の証明書のいずれか |
| | | 中学校全学年 | ただし、許可日から半年間が限度 | |
| 7 | 病弱などにより通院等を必要とするため、病院等に近い学校への通学を希望する児童・生徒 | 小学校全学年 | 医師が必要と認める期間まで | ○指定学校変更申請書 ○指定病院医師又は保健所医師の診断書 |
| | | 中学校全学年 | | |
| 8 | 不登校及び生徒指導上の教育的配慮が必要と認められる児童・生徒 | 小学校全学年 | 必要と認められる期間まで | ○指定学校変更申請書 ○学校長の意見書 |
| | | 中学校全学年 | | |
| 9 | その他の理由等で必要性が認められる児童・生徒 | 小学校全学年 | 必要と認められる期間まで | ○指定学校変更申請書 ○学校長の意見書 ○その他の理由が客観的に判断できる資料 |
| | | 中学校全学年 | | |

※No.1と、No.2の特別支援学級への入級を理由とする場合以外においては、児童・生徒の通学に関する一切(経費を含む)については、保護者に責任を持って対応していただくこととなります。

※保護者の在職証明書と預け先の世話証明書は、会津若松市のホームページからダウンロードすることができます。

※このような場合は認められません。

- ◆「希望する部活動の強い学校へ行きたい」などの事由
- ◆「幼稚園のお友達と同じ学校へ行きたい」などの事由 など